

東京都における受動喫煙対策の進捗状況等検討報告（案）

令和 7 年 月 日
東京都保健医療局

■ はじめに

- 東京都では、受動喫煙による都民の健康への悪影響を未然に防止すること等を目的として、また、東京オリンピック・パラリンピックのホストシティとして、受動喫煙対策をより一層推進するため、平成30年7月4日に「東京都受動喫煙防止条例」（以下、「条例」という。）を公布した。国においても、望まない受動喫煙の防止を目的として、平成30年7月25日に「改正健康増進法」（以下、「法」という。）を公布した。法、条例ともに、令和2年4月1日に全面施行されている。
- 都は条例で、子どもや働く人を受動喫煙から守るという観点から、次の3点を独自規定として定めている。
 1. 保育所、学校等における屋外喫煙場所の設置不可（努力義務）
 2. 喫煙可能室（店）を設置できる要件に、「従業員がいない」を追加
 3. 飲食店は、店内禁煙の場合も、その旨の標識を掲示
- 法・条例ともに、附則において「施行後5年を経過した場合において、規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」と定めおり、令和7年4月に全面施行5年を迎えるのを前に、東京都健康推進プラン21推進会議に設置する施策検討部会（以下、「部会」という。）において、条例の独自規定の施行状況とともに、法・条例に基づく都内の受動喫煙対策の進捗状況等について検討することとなった。
- 本資料は、その検討結果を取りまとめたものである。

目 次

I	法・条例の制定・施行経過・・・・・・・・・・・・・・・・	3
II	検討における論点・・・・・・・・・・・・・・・・	4
III	検討結果・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	1 受動喫煙の機会	
	2 飲食店の対策	
	3 保育所・学校等の対策	
	4 条例の独自規定	
	5 その他	
IV	資料・・・・・・・・・・・・・・・・	11

I 法・条例の制定・施行経過

平成30年 6 月27日	「東京都受動喫煙防止条例」可決・成立
平成30年 7 月 4 日	「東京都受動喫煙防止条例」公布
平成30年 7 月18日	「改正健康増進法」可決・成立
平成30年 7 月25日	「改正健康増進法」公布
平成31年 1 月 1 日	「東京都受動喫煙防止条例」一部施行（都・都民・保護者の責務）
平成31年 1 月24日	「改正健康増進法」一部施行（国・自治体の責務、配慮義務）
令和元年 7 月 1 日	「改正健康増進法」一部施行（第一種施設に関する規定）
令和元年 9 月 1 日	「東京都受動喫煙防止条例」一部施行 （学校等の屋外喫煙場所の設置不可、飲食店の店頭標識掲示）
令和 2 年 4 月 1 日	「東京都受動喫煙防止条例」全面施行 「改正健康増進法」全面施行

Ⅱ 検討における論点

○ 部会では、都民や事業者等への受動喫煙対策に関する調査結果等を踏まえ、以下4つの論点について、都内の受動喫煙対策の進捗状況等の検討を行った。

○ 検討には、東京都が実施した以下の調査結果を用いた。

- ・受動喫煙に関する都民の意識調査
- ・飲食店における受動喫煙防止対策実態調査
- ・保育所・学校等における受動喫煙対策実態調査

	論点	検討事項
1	受動喫煙の機会 受動喫煙の機会のある都民の割合 やその場所について検討	◇受動喫煙の機会を有する者の割合・あった場所 ◇屋内で受動喫煙にあう機会の変化 ◇屋外等における喫煙時の配慮義務の認知度 など
2	飲食店の対策 飲食店における受動喫煙対策の取 組状況について検討	◇飲食店における受動喫煙防止のための対応策 ◇飲食店における屋外の喫煙場所等の状況 ◇飲食店における禁煙標識・喫煙可能標識の掲示状況 など
3	保育所・学校等の対策 保育所・学校等の受動喫煙対策の 取組状況について検討	◇保育所・学校等における屋内・屋外喫煙場所の有無 など
4	都条例の独自規定 都が条例に定める独自規定に関す る取組状況について検討	◇都民の都条例に対する評価 ◇従業員がいない小規模飲食店における受動喫煙対策 ◇飲食店における禁煙標識の掲示状況 ◇保育所・学校等における屋外喫煙場所の有無 など

Ⅲ 検討結果

1 受動喫煙の機会

（現状の評価）

- ◆ 屋内での受動喫煙の機会は、法・条例施行前と比較して減少傾向。受動喫煙の機会が多い場所は飲食店。都民の約5割から6割が受動喫煙の機会は減ったと認識。
- ◆ 法・条例の規制対象外の屋外（路上）での受動喫煙の機会も減少傾向だが、屋内よりは割合が高い。
- ◆ 喫煙禁止場所以外での喫煙時の配慮義務について、喫煙者の3割程度が知らない。
- ◆ 飲食店の禁煙・喫煙可能等標識を参考にするのは、喫煙者で8割程度、非喫煙者で6割程度と、非喫煙者のほうが低い傾向
- ◆ 客席で喫煙可能な飲食店や屋外の喫煙ルール等の存在に、訪都外国人が自国の制度との違いに戸惑う可能性がある。

（方向性）

- ◇ 法・条例に基づく対策により屋内での受動喫煙の機会は減少傾向、施策は効果を発揮
- ◇ 飲食店での受動喫煙の機会を減らすため、飲食店を選ぶ際の標識確認の呼びかけが必要
- ◇ 喫煙者に対して、屋外等の喫煙禁止場所以外での喫煙時の配慮義務について啓発するなど、屋外での受動喫煙の減少にも取組が必要
- ◇ 訪都外国人向けに、都内の喫煙に関するルールの周知が必要

Ⅲ 検討結果

2 飲食店の対策

（現状の評価）

- ◆ 法・条例の全面施行前と比較し、屋内全面禁煙の飲食店の割合は増加し、令和6年の調査では約7割
- ◆ 飲食店が屋内全面禁煙とした理由として、法や条例ができたからという回答が最多
- ◆ 屋外の敷地内・外で、客の喫煙がある飲食店が5割程度
- ◆ 原則屋内禁煙であることや喫煙場所設置の際の配慮義務について、知らない飲食店が一定の割合で存在
- ◆ 禁煙・喫煙可能等の標識を掲示している割合は、全面施行後増加したものの6割程度。屋内に喫煙環境のある店舗の方が標識掲示の割合が高い傾向

（方向性）

- ◇ 法・条例に基づき屋内全面禁煙とした店が増えるなど、制度は定着の方向
制度の詳細を把握していない飲食店はあり、制度周知や指導の継続が必要
- ◇ 飲食店屋外での受動喫煙の機会が路上に次いで多いため、飲食店に対して、屋外への喫煙場所設置の際の配慮義務等について啓発が必要
- ◇ 禁煙・喫煙可能等の標識掲示について、制度周知や指導の継続が必要

Ⅲ 検討結果

3 保育所・学校等の対策

（現状の評価）

- ◆ 調査に回答のあったほぼ全ての保育所・学校等において、屋内禁煙・敷地内禁煙
- ◆ 保育所・学校等を対象とした調査で、第一種施設が屋内に喫煙所を設置できないことの認知度は、約9割
- ◆ 第一種施設が屋内全面禁煙であることの都民の認知度は、7割から8割程度

（方向性）

- ◇ 保育所・学校等では、良好に法令が遵守されており、受動喫煙を生じさせない環境整備が進んでいる。
- ◇ 都民に対し、第一種施設での規制内容の周知の継続が必要

Ⅲ 検討結果

4 条例の独自規定

（現状の評価）

（1）全体

- ◆ 都条例の全般的な評価について、非喫煙者の約9割から評価。喫煙者の評価はやや低く約7割から8割。良くない理由として、「喫煙者は不便」「厳しすぎる」等。

（2）喫煙可能室（店）を設置できる要件

- ◆ 喫煙可能室（店）を設置可能な要件に、従業員がいないことを上乗せしたことで、可能室（店）の件数を少なくできていると推察

（3）禁煙標識

- ◆ 屋内禁煙の飲食店は、喫煙環境のある飲食店よりも、標識掲示の割合が低く6割程度
- ◆ 標識を掲示していない理由として、掲示の義務化を知らなかったことが最多

（4）保育所・学校等敷地内禁煙

- ◆ 調査に回答のあったほぼ全ての保育所・学校等において、敷地内禁煙（再掲）
- ◆ 保育所・学校等を対象とした調査で、保育所等で屋外喫煙場所が設置不可（努力義務）であることの認知度は、約7割
- ◆ 保育所・学校等などが敷地内禁煙であることの都民の認知度は、6割から7割程度

Ⅲ 検討結果

(方向性)

(1) 全体

◇ 法よりも厳しいルールを設けた都条例により、受動喫煙を生じさせない環境の整備が進んでいる。

喫煙者や事業者等に対し、受動喫煙対策の必要性について、現状を踏まえながら引き続き周知・協力を求めることが必要

(2) 喫煙可能室（店）を設置できる要件

◇ 都条例による喫煙可能室（店）を設置可能な要件の追加規定は、受動喫煙を生じさせない環境整備に一定の効果あり

(3) 禁煙標識

◇ 禁煙標識掲示率の向上に向け、掲示義務について、更なる周知が必要

◇ 飲食店が、禁煙をメリットとしてPRできるような都民・事業者向け啓発が必要

(4) 保育所・学校等敷地内禁煙

◇ 保育所・学校等の屋外での喫煙場所非設置の努力義務[※]は、良好に遵守
都条例の独自規定は、保育所・学校等での受動喫煙を生じさせない環境整備に効果あり

◇ 第一種施設での規制内容の都民への周知は継続が必要

※都条例で、学校等の敷地内屋外への特定屋外喫煙場所を設置しない努力義務を規定している。

Ⅲ 検討結果

5 その他

（現状の評価）

- ◆ 加熱式たばこは法の経過措置により、喫煙しながら飲食等ができる部屋の設置が可能であるが、喫煙者の健康に悪影響を及ぼす可能性は否定できないとの報告がある。
- ◆ 喫煙目的施設は、要件とされている営業目的等の定義やその判断・指導基準等が明確でなく、バー、スナック等以外の飲食業種にも一部存在する。

（方向性）

- ◇ 加熱式たばこについて、喫煙者の健康に悪影響を及ぼす可能性が否定できないことについて、啓発の継続が必要
- ◇ 喫煙目的施設の要件とされている営業目的等の定義やその判断・指導基準等の明確化について、国に対して要望を継続することが必要

※第二種施設等において、一定の要件を満たせば、加熱式たばこに限って吸いながら飲食等ができる「指定たばこ専用喫煙室」を設置することができる。